



男女共同参画 ひと かがやく男女になるために



輝く自分を発見する「わいわいフェスティバル」

男女共同参画を推進し、誰もがいきいきと輝けるまちを目指して開催する「みんな輝こう！わいわいフェスティバル」の実行委員長である金原清さん（浅岡下）と副委員長の飯田せつ子さん（諸井）にお話を伺いました。

「無理せず、自分らしく」

「男性だから」ということではなく、協力し合い、できる人ができることをするという当たり前のことが男女共同参画の原点ではないでしょうか。私も家では、何でもやっていますよ」と語る金原さん。

「男女共同参画という言葉は硬いですが、1人ひとりが大切にされる社会、チャンスがあれば、誰でも力を発揮できる社会を目指しています。男女共同参画について、1人が100歩進むのではなく、100人が1歩進むことができるイベントになればうれしいです。そのためにも、たくさんの方の皆さんの参加をお待ちしています」と飯田さんは語ります。



金原清さん



飯田せつ子さん

「何かに気付いたり、発見したりするきっかけ」

「今回のイベントは、幼稚園・保育園のお子さんから大人の方まで、たくさんの方々に楽しんでいただける内容です。イベントに参加することで、何かに気付いたり、新しい自分を発見したりして、少しでも男女共同参画について考える機会になってほしいです」と2人は語ってくれました。

「みんな輝こう！」

わいわいフェスティバル

日 2月3日(日)
時 午前9時30分～午後2時30分
所 浅羽会館

詳しくは本紙1月15日号の「おでかけスポット」でお知らせします。

男女共同参画とは

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、家庭で、地域で、学校で、職場で、それぞれの個性と能力を発揮できることです。

☎ 地域振興課協働共生推進係
☎ 44-3116

市政 Q&A

市政に関する疑問・質問にお答えします。

Q? お風呂にバリアフリーの改修工事をする、固定資産税が減額されると聞きました。どのような手続きが必要ですか。

A! 平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸は除く）のうち、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに、補助金などを除く自己負担額が30万円以上のバリアフリー改修工事を行った場合に減額します。減額割合 床面積100㎡までの翌年度分固定資産税の3分の1（都市計画税は除く）

居住者要件 65歳以上の高齢者、要介護認定または、要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する既存住宅

対象となるバリアフリー改修工事 廊下などの拡幅、階段のこつ配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、出入り口の戸の改良、床表面の滑り止め
申請方法 市役所2階税務課資産税係にある申請書に必要事項を記入し、バリアフリー改修工事完了後3か月以内に工事明細書（見積書・領収書の写

し、改修工事の施工図）や改修前と改修後の写真を添付して、申請してください。
税務課資産税係
☎ 44 3110

Q? 国民年金保険料は税金の申告をする時の控除になるのでしょか。

A! 平成19年中に支払った国民年金保険料は、平成19年分の税金の申告をする時に、社会保険料として控除することができます。本人分だけでなく、生計を同じにする家族の社会保険料を支払った場合も控除の対象になります。

申告には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。社会保険料から郵送された控除証明書を申告書に添付して、申告してください。
社会保険料控除証明書に関することは、年金ダイヤル ☎ 0570 009911 または、☎ 045 3261840へお問い合わせください。
市民課国保年金係
☎ 44 3113
税務課市民税係
☎ 44 3109